

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第69号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
北海道立都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年北海道条例第42号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成17年7月1日とする。

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第70号

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の一部を改正する規則  
北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則(平成15年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

フリーテントサイト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで (2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで)

を

フリーテントサイト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで (2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで)
トレーラーハウス		午後3時から翌日の午前11時まで (2泊以上の場合は、午後3時から最終日の午前11時まで)
多目的ドーム		午前10時から午後9時まで
洗濯機		午前8時から午後9時まで
乾燥機		

に改める。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、オートキャンプ場の洗濯機又は乾燥機の利用の承認を受けよ

### 目次

#### 規則

○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 ..... (公園下水道課)	23
○北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の一部を改正する規則 ..... (公園下水道課)	23

#### 訓令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令..... (管財課)	24
---------------------------------------	----

#### 告示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	24
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業支援課)	25
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)	25
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定(2件)..... (治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	29

#### 支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	31
○特定調達契約に係る入札の公告.....	31
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	32

### 規則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年6月14日

うとする者は、備付けの利用申込簿に必要事項を記載することによりその利用の申込みをするものとする。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定による洗濯機又は乾燥機の利用の申込みに基づきその承認をしたときは、当該利用承認書の交付を省略するものとする。

別記第1号様式中

フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト					
	宿泊キャンプ	サイト					

を

フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト					
	宿泊キャンプ	サイト					
トレーラーハウス	3人～5人用	棟					
ロッジ	3人～5人用	棟					
	5人～7人用	棟					
	8人～10人用	棟					

に改める。

別記第2号様式中

フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト					
	宿泊キャンプ	サイト					

を

フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト					
	宿泊キャンプ	サイト					
トレーラーハウス	3人～5人用	棟					
ロッジ	3人～5人用	棟					
	5人～7人用	棟					
	8人～10人用	棟					

に改める。

附 則

- この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この

規則による改正後の北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

訓 令

北海道訓令第16号

本 庁  
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に改める。

第24条に見出しとして「（総務部長への委任）」を付し、同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第24条 この訓令の規定は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約を締結している事業場であって、同項の承認を受けたものに係る電気工作物については、適用しない。

別表第1中「情報基盤課長」を「情報政策課長」に、

札幌医科大学校舎  
及び同大学医学部  
附属病院庁舎

を

札幌医科大学校舎  
及び同大学附属病  
院庁舎

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年6月14日から施行する。

告 示

北海道告示第452号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次

の興行を有害興行として指定する。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映画	恥母の名古屋帯 いじくる	新日本映像	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	セックス詐欺の女 濡れてよがる	新東宝映画	
同	変態体位 いやらしい性生活	オーピー映画	

北海道告示第453号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
北土幌	かんがい排水 [明きょ排水]	平成16. 6.10
栄進	同	同 16.12.20
東勇足	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、農業用排水)	同 16. 9.30
同	同 (暗きょ)	同 12.12.11
同	同 (土層改良)	同 12.11.20
帯広北	同 (農道)	同 16.12.10
同	同 (農業用排水)	同 16. 8. 2
同	同 (暗きょ、土層改良)	同 15.11.28
高台	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農道)	同 15.12.18
同	同 (農業用排水)	同 16.10.20
同	同 (区画整理)	同 15.10.30
同	同 (暗きょ)	同 16.11.30
同	同 (土層改良)	同 15. 6. 9
北居辺	同 (農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良)	同 16.11.30
忠類西部	草地整備改良 (農道)	同 16. 9.30
振別	中山間地域総合農地防災 (農業用排水)	同 17. 3.28
同	同 (農用地保全)	同 16.11.19
とかち銀河	中山間地域総合整備 (農道)	同 14. 8.20
同	同 (農業用排水)	同 15. 3.20

同	同	(ほ場整備)	同 12.11.30
同	同	(暗きょ)	同 12.12. 8
同	同	(農用地改良保全)	同 12.12. 4
富秋	農免農道整備		同 16.10.27
芽武	同		同 16. 6.30
幌内	一般農道整備 [広域関連]		同 16.11.30
大和	同		同 16.10.29

北海道告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年6月3日、厚真町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年6月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
豊畑	かんがい排水 [明きょ排水]	北海道日高支庁
社万部	一般農道整備 (過疎基幹)	同

北海道告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北海土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17. 4. 27	理事	斎藤茂儀	岩見沢市下志文町156番地5

**北海道告示第457号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡阿寒町字舌辛原野二十線21の1・23の1・字舌辛原野二十一線20の1・字舌辛110の2・110の3・110の4・110の6（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、110の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第458号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町海岸町111の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第459号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 苫小牧市字静川39の2・40の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 風害の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2(1) 保安林の所在場所 苫小牧市字静川39の2・40の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 公衆の保健
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第460号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号)第29条の規定による通知があった。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所

赤平市幌岡町464地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、377の2地先・454の2地先・465・467・551(以上2筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)、379の1、454の1から454の3まで、459、461から464まで、466、468、469の1、470の1、471

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡大成町字長磯16(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡北檜山町字東丹羽186(次の図に示す部分に限る。)、150の5、150の6

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

島牧郡島牧村字栄浜174(国有林。次の図に示す部分に限る。)、174の2(国有林)、78の1地先・78の1(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)、179の2

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字西ウエントマリ547地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

立木の伐採を禁止する。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字芽生58の2地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、59地先・58の2(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)、59、字旭68の2地先(次の図に示す部分に限る。)、68の2

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字賀張317の160(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。



<p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>8(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字三和82の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>9(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字太陽204の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>10(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字若園48の1、49の5、396</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>11(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸148の1（次の図に示す部分に限る。）、149の2</p>	<p>(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>12(1) 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字真歌42の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>13(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町字別保323（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>14(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町昆布森1丁目165（国有林。次の図に示す部分に限る。）、166・170・171（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、34の5</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市</p>
--	---

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

15(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡鶴居村字雪裡535の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

16(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町庶路基線126の5 (国有林)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに赤平市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第461号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 川上郡標茶町字虹別原野六十二線163の2・字虹別原野694の4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第462号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年6月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町 (次の図に示す部分に限る。) の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町 (次の図に示す部分に限る。) の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第463号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市・中川郡中川町（以上1市1町について次の  
の所在場所 図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
名寄市・中川町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町・久遠郡大成町（以上2町について  
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡美幌町・津別町（以上2町について次の図に  
の所在場所 示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美幌町・津別町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。



(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 支 庁 告 示

### 北海道渡島支庁告示第18号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年6月14日

北海道渡島支庁長 新 田 彰

- 1 住 所 函館市日吉町2丁目1番11号
- 2 商号又は名称 有限会社函館食材
- 3 氏 名 天野 一貫
- 4 登録番号 北海道知事(2)渡第00794号
- 5 登録取消年月日 平成17年6月7日

### 北海道網走支庁告示第7001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年6月14日

北海道網走支庁長 猪 俣 茂 樹

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア ロータリ除雪車（2.2m/2,300t級）1台  
交換契約によりロータリ除雪車1台（200PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.2m/2,300t級）を当該契約の相手方から調達する。
- イ 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・1W付2台 7t級、4×4、S・G付1台）3台  
交換契約により除雪トラック3台（10t級2台、7t級1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック3台（10t級、6×6、S・G・1W付2台 7t級、4×4、S・G付1台）を当該契約の相手方から調達する。
- ウ 凍結防止剤散布車（湿式2.5m<sup>3</sup>）1台  
交換契約により凍結防止剤散布機1台（車載式2.0m<sup>3</sup>）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台（湿式2.5m<sup>3</sup>）を当該契約の相手方から調達する。

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成17年11月25日

(4) 納 入 場 所

ア 北海道網走土木現業所斜里出張所1台

イ 北海道網走土木現業所北見出張所1台、北海道網走土木現業所紋別出張所1台、北海道網走土木現業所遠軽出張所1台

ウ 北海道網走土木現業所事業課1台

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年6月14日（火）から7月15日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8670 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093 - 8670 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成17年7月29日（金）午前11時（送付による場合は、必着）

北海道十勝支庁長 佐々木 里 士

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道網走土木現業所企画総務部総務課
  - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 9 そ の 他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課
  - (2) 所 在 地 郵便番号 093 - 8670 北海道網走市北7条西3丁目  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 4115

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be purchased :
  - a . Rotary snow remover (Rotary plow length 2.2 meters, maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1
  - b . Snow removing truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 2 7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade : 1) Quantity 3
  - c . Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters) Quantity 1
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 29, 2005
- C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Abasiri District Public Works Management Office, Kita 7-jo, Nisi 3-chome, Abasiri, Hokkaido, 093-8670 Japan.  
Phone : 0152-44-7171 Extension 4115

北海道十勝支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札業者を決定した。  
平成17年6月14日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
田園空間整備とかち大平原地区委託1業務 一式
- 2 落札を決定した日  
平成17年5月24日
- 3 落札業者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
  - (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 落札金額  
24,675,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成17年4月8日付け北海道十勝支庁告示第14号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道十勝支庁農業振興部調整課
  - (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

正 誤

平成17年6月3日（第1677号）  
北海道人事委員会規則14 - 48（管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
4	右 13から14まで
誤	同表教育庁の項本庁の事項中「 <u>限る。</u> ）」
正	同表教育庁の項本庁の事項中「 <u>局長</u> 」を「 <u>局長 部室長</u> 」に、「 <u>限る。</u> ）」